

熊広医事第141号  
令和2年7月29日

県内医療関係団体 }  
県内各保険医療機関 } 御中  
県内各保険薬局 }

熊本県後期高齢者医療広域連合  
事務局長 近浦 茂実  
(公印省略)

令和2年度後期高齢者医療被保険者証について（依頼）

平素より後期高齢者医療制度の推進につきまして、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年8月1日付けで後期高齢者医療被保険者証（以下「被保険者証」という。）の一斉更新を行いますが、令和2年7月豪雨の影響により一部地域の郵便局及び役所・役場機能が停滞し、8月1日までに「新しい被保険者証（水色）」をお渡しできない被保険者がいらっしゃいます。

そこで、対象地域の被保険者に対し、新しい被保険者証が届くまでの期間は、「有効期限が令和2年7月31日となっている被保険者証（オレンジ色）」を医療機関等の窓口に提示していただくよう、対象市町村に周知を依頼したところです。また、減額認定証・限度額認定証についても同様の取扱いをお願いしております。

つきましては、本取扱い及び下記の注意事項について御理解をいただくとともに、対象市町村の保険者番号が記載されたオレンジ色の被保険者証を提示された場合、負担割合や負担区分等については、お手数ですが広域連合事業課まで個別にお問い合わせいただきますようよろしくお願い致します。

【注意事項】

1、対象市町村は、八代市（坂本地区）：保険者番号 39432026、人吉市：保険者番号 39432034、芦北町：保険者番号：39434824、山江村：保険者番号 39435128、球磨村：保険者番号 39435136です。それ以外の市町村においても、郵便事情などによりお渡しできていない可能性があります。

- 2、令和2年8月中に75歳に年齢到達される方（昭和20年8月生まれの方）は、誕生日から後期高齢者医療に加入されることとなりますので、それまでにお使いの被保険者証（国保等）では資格が確認できません。その際は、広域連合までお問い合わせください。
- 3、対象地域の被保険者の中には、直接市町村窓口に出向かれて、既に新しい被保険者証（水色）を受け取られた方もいらっしゃいます。
- 4、対象市町村によっては、令和元年度と令和2年度の負担割合が異なる方について、個別に新しい被保険者証（水色）を直接配付された場合もあります。
- 5、負担割合・負担区分等のお問い合わせ対応時間は次のとおりです。

月～金曜日 8:30～18:00（祝日を除く）

土曜日 8:30～13:00

（※土曜日の対応については、新しい被保険者証の発送が完了するまでの間を想定しております。なお、その際は改めて通知いたします。）

**【お問い合わせ先】**

862-0911 熊本県熊本市東区健軍2丁目4-10

熊本県後期高齢者医療広域連合

事業課 資格保険料班

TEL：096-368-6777 FAX：096-368-6577

Mail：shikaku@kumamoto-kouiki.jp